

伯耆町広告入り物品等の寄附に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伯耆町広告事業実施要綱第9条の規定に基づき、物品等の寄附により行なう広告について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告の基準等)

第2条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、物品等に掲載しない。

- (1) 伯耆町広告事業実施要綱第4条第1項各号に規定するもの
- (2) 伯耆町広告掲載基準第5条各号に規定する業種又は事業者の広告
- (3) 伯耆町広告掲載基準第6条各号に規定するもの

(寄附希望者の募集)

第3条 物品等の寄附を希望する者(以下「寄附希望者」という。)の募集は、町の公式ホームページ、広報ほうきその他町長の認める方法による公募とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が限定される媒体で、町長が特に必要と認める場合は、募集する寄附希望者の業種、事業者等をあらかじめ指定することができる。
- 3 寄附希望者が募集枠に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、個別に物品等の寄附の案内をすることができる。

(寄附の申込み)

第4条 広告掲載希望者は、物品等寄附採納申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 事業概要、営業沿革等がわかる書類(会社案内、パンフレット等)
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(寄附採納の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申込書を受付したときは、その内容を審査し、寄附の可否を決定するものとし、その結果を広告掲載希望者に物品等寄附採納決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定による決定を行うにあたり、募集した物品等の寄附の枠数を超える掲載申込みがあったときの寄附希望者の順位は、次のとおりとする。この場合において、2以上の同順位の者から申込みがあったときは、抽選により決定する。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類する者の寄附
 - (2) 公共的性格のある事業者で、町内に事業所等を有する者の寄附
 - (3) 前2号に掲げる者以外の事業者等で、町内に事業所等を有する者の寄附
 - (4) その他適当であると町長が認める者の寄附

(協定書の締結)

第6条 町長は、寄附採納の決定を受けた者(以下「寄附決定者」という。)と物品等の作製及び寄附に関する協定書を締結するものとする。

(物品等の作製)

第7条 寄附決定者は、広告内容、色、形状等の仕様について事前に町長と協議し、町長の承諾を受けた後に物品等を作製しなければならない。

- 2 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、町が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(広告内容等の変更)

第 8 条 町長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に違反していると判断したときは、寄附決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第 9 条 物品等の作製に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とする。

(使用期間)

第 10 条 物品等の使用期間は、町長が別に定める期間とする。

(問題発生時等の対応)

第 11 条 寄附決定者は、物品等の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第 12 条 町長は、寄附を受けた物品等が本町が使用する物として適当でないと認めるときは、当該物品等の使用を中止することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、物品等の寄附に関する必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

第 号
年 月 日

様

伯耆町長 印

物品等寄附採納決定(却下)通知書

年 月 日付けで申し込みのありました物品等の寄附については、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

| | |
|--------|----------------------------|
| 決定区分 | 受納します 受納できません (理由:) |
| 物品の名称 | |
| 担当者氏名 | |
| 担当者連絡先 | |
| 備考 | |